

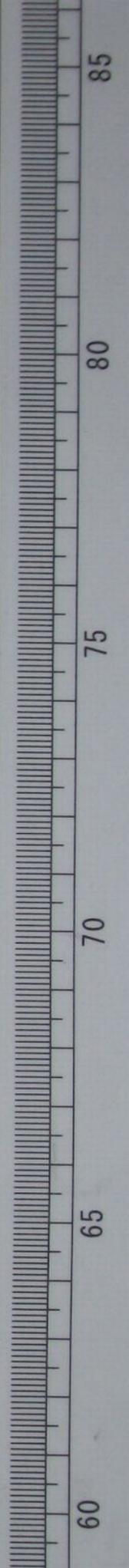
中外新聞 第七至十三號

西垣文庫

文庫 10

7327

2



官 准

明治二年己巳

中外新聞



第七



Handwritten text in cursive script (草書) covering the right page, including vertical columns of characters.

特 文庫10  
7327  
2

西垣文庫

中外新聞第七號

明治二年己巳四月五日

東京出版

三月廿八日 鳳輦恙無く東京城に入らせ玉ふ

○ 喜公議堂創建

福井邁

朝野將興雅頌音、聖明猶恐鳳鸞瘖、全州貢舉代民士、治政集成天地心、

東京詞十首内録三

枕山大沼厚

雙馬駕車載鉅公、大都片刻往來通、無由潘岳望塵拜、星電突過

一瞬中

渾頭漆黑髮蒙肩、下馬店門垂柳邊、少女慣看先一笑、傘如蝙蝠  
帳如鳶、

唱出楓橋夜泊詩、三絃彈裏寄相思、誰圖孤客愁眠句、却上佳人  
艷絕詞、

○三月廿七日出板新聞紙ヘラルドの譯

アルギスと名くる英國軍船去る廿日箱館を出帆一昨日  
當港に來著す其乗組人の咄に脱走兵を尚官軍を引受けて  
合戦す、其きの用意怠らず堡砦の普請頻りふり出帆の日も  
て未戰爭を是垂いと云ふ

○南部沖よて船軍の事

三月廿五日の明方アメリカの旗を建てる蒸氣船一艘北方  
より飛ぶが如く、飄來り官軍の船に近づくや否や旗をお  
ろし忽ち大砲を打出し、とり後と思へど此船も多分回天を  
るべし折しも官船五艘南部の宮古沖に碇泊せり例の大鐵  
船ストーンチャールも此内あり扱雙方より砲を放つこと雨  
の如く戦ひ凡半時むりり官船二艘砲丸の爲に少くづ  
損傷し鐵船の乗組も餘程の怪我人あり鐵船をさすげに  
堅牢なれど許多の彈丸を受けても少くも破損の處無し外  
の二艘も無難なかりりて重疵を請ふる者十五人此度東京

の大病院へ送られて英國醫士の療治を受く何れも頗る深  
手よて或は截断術を施し種々療養手を盡せり此怪我人十  
五人の内十四人も長州土州阿州等の兵よて一人も英吉利  
人なり其疵を脱走方より打掛けたる柘榴彈の破碎又もカ  
ルテツよ中りたる者多し

扱雙方戦ひ酣ふる間阿州の船ありしと覺ゆ打出せし大  
砲一發恰も脱走船の腹よ中ると見えし今を叶えしとや  
思ひけんもと来し方へ逃歸らんとす鐵船ストーションヨール  
も直松蒸氣機の火を増し颯せ出さんとする間最早五里  
程逃げのびされども少しも猶豫せず追掛たり外の船も

跡を慕ひて追ひ行く可き有松ありしが其後の事を知らず  
と云ふ

是より前戦ひのまざれは鐵船中へ切入する者四人ありし  
が一人も残らず打取りたり年去夫故味方又怪我人も多し  
りしと云ふ

右を大病院へ來れる怪我人の話を傳聞の儘に記す尚委  
しき事を近日確報を得て再記すべし鐵船ストーションヨール  
を去月損處ありて修復の爲は出張延引せしが此話よ  
拋れど跡より續きて南部沖まで往きしと見えたり

○英吉利女王誕生日の事

海外各國共ニ毎年若干の祝日有る中にも國王の誕生日を最重トす其日ハ士民一同ハ平日の業を休み歌舞酒宴などを催シ夜ニ入れテ市中ニ燈燭を列ね或ハ花火を揚げ種々の戯れを奉リて興を盡す事あり本國を離れて他國ニ在る者も當日ハ祝ひを奉す事本國ニ異なる事無シ

英吉利女王ヒクトリヤ今年恰も五十歳西曆一千八百十九年第五月廿四日の誕生おれど今年ハ此方の四月十三日ハあとの前年誕生日ニ國中の老人一普く銀を賑給セシ事ありて年々の例とちりたる由おれど今年も其の如くあるべシ此女王ハ一千八百三十七年前王井ルリヤム没後ニ位を

嗣ぎ一千八百四十年サクセン國の公子アルベルトを迎へて夫トシ四男五女を生み其長女ハ<sup>プロイセン</sup>普漏生王の太子ニ嫁シ長男ハ國の太子ニ立ち次女ハ<sup>ダルクムス</sup>タルムス多ト公ニ嫁ス只七年前其夫の早世せられシのみ女王の不幸おれとも當代ニ至りて支那の戦ハ勝ち益印度の境を廣め大ニ東洋群島を開き就中<sup>オウスタリア</sup>澳大利大島ニ田園を墾闢シ金鑛を發見シ國治ヨリ兵強く實ニ幸福無比の君あり古より女主の國を取するヤ<sup>バ</sup>動もすれハ<sup>イ</sup>權廢臣ニ移リ亂を醸すの例少ラらず方今の<sup>イ</sup>西班牙の如きも亦然リ英國ハ女王自ら賢明ヨリて且輔相其人を得たるガ故ニ國勢更張する者と謂ベシ

○  
當春横濱より來りて外國人の内タイヒスといふ病を煩ふ者ありし由の報告ありしが幸ひは日本人へ傳染するに至らざりて止むぬ右タイヒス又チヒスとも云ふ惡性なる熱病にして傳染し易きものなれど萬一此病流行する事あらざれば用心して之を避くべし此病名もとて陰症の傷寒或は痘疫或は神經熱と稱する者相混して明ならず今を醫家にてタイヒス并にタイホイドといふ病門を別ちて各種治療の方を具ふ詳なる事を専門の人より就て問ふべし

望扶斯新論二冊 松山棟菴譯本既出

○船軍記聞の補

前より南部の海邊にて戦ひし官船五艘と記せし又或人の話を聞けど八艘ありしと云ふ四天船アメリカの旗を建て近寄り來りし時あやしくも思ひしうども帆柱を塗替へしれど回天とた心附りず全く不意を撃たれし故に味方餘程の怪我人出來しりと云ふ  
砲烟中の事なれど慥に見分け難しと雖も佛蘭西人の如き者三四人回天船中を在りしを見請けしりと云ふ  
シーボルドの新も大抵同し此方の怪我人の内英人一人を深手故に大病院へ來れり今一人スユトランド人は薄手

を蒙りしと云ふ

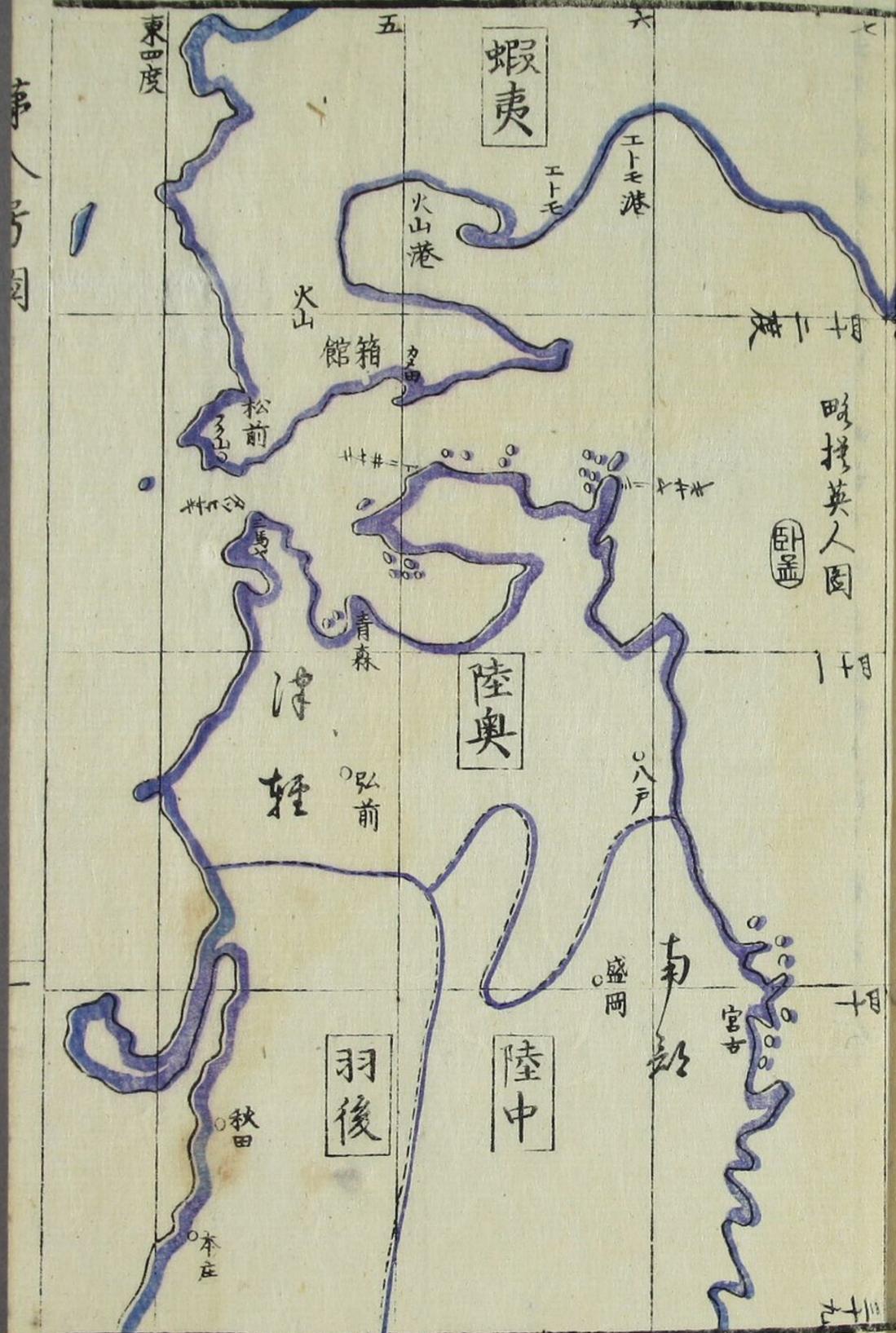
近頃出帆せし官船の内大坂丸一艘を津輕の青森に著せし由

○少年を學を怠るべからざるの諭言

斯波平藏 述

人の生を稟くるや天これに賜ふは五官の機能と筋肉の力とを以てす機能を道を學び術を習ふが為なり力を身体を勞して世の用を成すが為なり若し人怠りて五官の機能を使用せず筋肉の力を勞動せざれば是れ即ち天物を暴殄するも同じ豈其罪無かるべけんや故に人運動せざるものを

天これを罰するは病を以てし之は續ぐは死を以てす人五官の用を等閑にして敢て學むざれば天これを罰するは無學文盲を以てす客曰夫れ無學文盲の者を實は天下の廢物なり然るは其罰却て身体を勞動せざる者よりも輕きを何ぞや一學士曰蓋し天これを以て造糞器の缺を補ふならんと嗚呼吾等の如き不學無術の輩死を以て罰せられざるを天幸と謂ふべし然れども聖人既は可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>久而不知鳥乎といふ語あり今を以て器よども如<sub>レ</sub>きざるべけんや嗚呼吾老より希くは少年子弟勉めて學術よ力を竭すべし敢て造糞器とあることおられ



官板議案録 追々出来  
 蘭學事始 二冊 故杉田玄白先生著杉田廉卿刻  
 蘭學と題號すれとも實之西洋諸學の事始よりて古人此  
 學問草創の頃百折千磨し始めて外國の書を翻譯するに  
 至りし事跡を直に書傳へられざる書よりて數十年寫本  
 のみよて存せしを此度開板せし者よて好學有志の君子  
 必讀の書あり

去戊辰十二月奥羽を分ちて七ヶ國とするの命あり即ち  
陸奥を五子分つ

磐城十三郡

白川 棚倉 中村 三春 磐城平

守山 泉

岩代十郡

湯長谷 下手渡 比内 小あま

陸前十四郡

仙臺

陸中十郡

盛岡 一ノ関

陸奥四郡

弘前 八戸 黒石 下れ 尾花

出羽を二子分つ

羽前四郡

米澤 庄内 新庄 山形 上山 天童 長瀬

羽後八郡

久保田 松山 本庄 龜田 矢嶋 比内 小あま

此処餘紙ありを以て略記を尚東京新聞日誌を参考せよ

中外新聞第八號

明治二年己巳四月十一日

東京出板

四月六日南部落よりの出届書

舊領宮古浦歟ヶ崎と一處へは軍艦八艘碇泊の處三月廿五  
日外國の旗章を建て賊艦乗寄せ俄に旗章を替へ砲發よ及  
びい又付即數艦は乗出朝四ツ時頃より同處續き羅賀浦沖  
合よて七時迄砲戰有之終に賊艦一艘は打抜き相成り我乗  
組の者數十人上陸逃去り右艦を燒失いしより右に付當藩  
へ探索を命じ内艶田と一處の役場へ船將古川節藏外九十

五人降伏の旨ヲ出捕縛の上盛岡へ引付ハルハ差圖有之頭  
立ハ者ヲ青森へ護送相成由九八艘の内ハ軍艦七艘ヲ賊船  
追懸けテらラ青森へハ乘廻リ戊辰丸一艘ヲ品川へ相戻り  
由全く箱館よりハ三艘物見旁ニ乗出シ趣外二艘ヲ直松  
箱館へ立歸りハ哉相分り不シ右ヲ昨日早追のハ注進有  
之ニ付軍務官へハ届リ上シ

四月

○餘考 横濱新聞紙四月二日及四日出板の者より抄  
譯す全文ヲ大抵第七號の趣と同く又遠近新聞第五  
號ニも出シれル其遺漏を拾ひて參考ニ備ふ

阿州の船戊辰丸ヲ初めヒリピノト名けテ船あり昨年日本  
へ買入ル成リ此度の戦ひニ最初ニ英國の旗を建て在り  
故砲發を受けざりシ甲板上ニ在りシ少年の兵卒不圖  
小銃を放ちテより賊船急ニ心附きてテ烈ク此船ニ向て  
砲を打掛けテ是ニ依て大ニ損傷を受けテ其英國旗を  
建てテ所以ニ英人エブヌトルトいふ者此船中ニ在りて  
運用の差圖をハせリ故あり  
賊船ニエーグル即ち回天并ニアヒニモトト名くる船及び  
今一艘ゴンボートあり但シ他の二艘を跡より來り戦ヒず  
して去れり

回天も元來三本柱よて烟出りの筒二本有り其をいらと筒を一本ツ、黒塗よせし故朝霧のまぎれよを二本帆柱の船とのみ見えたり依て此方少く油断せし間よ彼より頻よ砲を打掛けられり尤此回天といふ船を軍船よを非れども至て堅固ある商船よて随分戦争の用よも立つべき者よして脱走方第一の船あり

ストーンワール及び他の官船いづれも蒸氣を強く焚き初め用意整ふを見て賊船を速よ歸り去らんとするを追ひ掛けて青森の方よ進み行きより諺よ船を逐へど必ず長追ひといへる宜<sup>タ</sup>あるるあ但ストーンワール彼船よ追ひ附きて

其巨大の砲を放つふらど流石ケスガの回天も敵よ難うる可し

○雜説

大病院へ來りし怪我人の内英人メケンヂリを既よ快復し横濱よ出立せし由

去月下旬何人の仕業とも知れず日本橋外所へ行政官と記したる偽の布告書を張出したる者あり早速取捨よ成る故よ文を詳あらず餘程長文の由よて主意を夷人打拂の事ありしと或人の話の儘よ記す

四月四日出板タイムス新聞紙よを公議所創立の盛事を稱揚し公議所法則を英文よ翻譯して出せり

英吉利の世子アルベルト諸國を周遊し不日日本に來著  
あるべし多分當四月下旬より著船あらんと云ふ

歐羅巴諸州多事靜謐よて各國共々専ら互市通商を盛よせ  
ん事を務む

西班牙國主無きよより葡萄牙の<sup>ホルトガル</sup>前王ヘルナンドを迎へて

國事を攝理せん事を乞ふ然るよヘルナンド王固く拒絶し  
て其請を聽うざと云ふ

○  
去月の末神奈川よて英公使パークス馬車よ乗りて遊行せ  
しよ行逢ひたる兵隊の長パークスを引おろしたる由の風

聞ありて或る新聞紙よも其事を載せたり然れども引おろ  
されたる者とパークスよを非ず同國のコンセルあるロベ  
ルトソン并よ同國船將其同車よて遊行せし時の事ありし  
由これよよりて右の船將大々怒り公使パークスよ告げ政  
府へ掛合有之由

○ガセト新聞抄譯外國人の書狀

新聞局主人公よ呈す

江戸よて ル氏

西曆四月八日即日本三月廿七日夜半認

急速よ報告仕し今夕外國人四人大醉よて日本の夜芝居へ  
参りし一人を<sup>プロイセン</sup>李漏生人一人を英人一人を亞墨利加人一人

葡<sup>ポルトガル</sup>萄<sup>ガル</sup>牙<sup>ガ</sup>人<sup>ル</sup>と中事<sup>チウ</sup>の<sup>シ</sup>事<sup>シ</sup>の<sup>ニ</sup>由<sup>ユ</sup>り<sup>ニ</sup> ○按<sup>ア</sup>よ<sup>ヨ</sup>ヨ<sup>セ</sup>へ<sup>ヘ</sup>行<sup>キ</sup>き<sup>キ</sup>る<sup>ル</sup>べ<sup>ベ</sup>ー  
右<sup>ウ</sup>四<sup>シ</sup>人<sup>ニ</sup>の<sup>ノ</sup>者<sup>ノ</sup>共<sup>ニ</sup>見<sup>ル</sup>物<sup>ノ</sup>の<sup>ノ</sup>日<sup>本</sup>人<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>悉<sup>ク</sup>追<sup>ヒ</sup>拂<sup>ヒ</sup>加<sup>フ</sup>之<sup>ノ</sup>ピ<sup>ス</sup>ト<sup>ール</sup>ル  
汝<sup>ニ</sup>發<sup>シ</sup>程<sup>ニ</sup>打<sup>ツ</sup>放<sup>ス</sup>亂<sup>カ</sup>妨<sup>イ</sup>い<sup>ト</sup>い<sup>ハ</sup>由<sup>レ</sup>拙<sup>ク</sup>者<sup>ノ</sup>召<sup>シ</sup>仕<sup>モ</sup>少<sup>ク</sup>怪<sup>イ</sup>我<sup>イ</sup>い<sup>ト</sup>い<sup>ハ</sup>  
い<sup>ハ</sup>付<sup>キ</sup>直<sup>ニ</sup>招<sup>ク</sup>ロ<sup>ベ</sup>ル<sup>ト</sup>ソ<sup>ン</sup>君<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>相<sup>シ</sup>尋<sup>ヒ</sup>處<sup>ニ</sup>あ<sup>や</sup>よ<sup>く</sup>横<sup>濱</sup>へ<sup>シ</sup>參<sup>ル</sup>  
られ<sup>ハ</sup>い<sup>ハ</sup>留<sup>ル</sup>守<sup>ル</sup>有<sup>リ</sup>之<sup>ノ</sup>裁<sup>判</sup>所<sup>ニ</sup>へ<sup>シ</sup>も<sup>シ</sup>出<sup>シ</sup>置<sup>キ</sup>い<sup>ハ</sup>ど<sup>も</sup>此<sup>ノ</sup>段<sup>ヲ</sup>取<sup>ル</sup>あ<sup>へ</sup>  
ず<sup>シ</sup>書<sup>ハ</sup>狀<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>以<sup>テ</sup>中<sup>ニ</sup>入<sup>ル</sup>い<sup>ハ</sup>云<sup>フ</sup>

○四月六日出板新聞紙ガセツトの譯

今朝<sup>ア</sup>多<sup>ク</sup>ル<sup>カ</sup>ン<sup>ト</sup>と<sup>シ</sup>名<sup>ク</sup>る<sup>ル</sup>蒸<sup>氣</sup>船<sup>ヲ</sup>青<sup>森</sup>港<sup>ヨリ</sup>來<sup>リ</sup>着<sup>ス</sup>依<sup>テ</sup>左<sup>ノ</sup>  
報<sup>告</sup>を<sup>シ</sup>得<sup>ル</sup>と<sup>シ</sup>り

官<sup>船</sup>ス<sup>ト</sup>ー<sup>ン</sup>ウ<sup>ル</sup>を<sup>シ</sup>恙<sup>無</sup>く<sup>シ</sup>彼<sup>ノ</sup>港<sup>ニ</sup>在<sup>リ</sup>

脱<sup>走</sup>方<sup>ノ</sup>の<sup>ノ</sup>船<sup>ヲ</sup>ア<sup>シ</sup>ー<sup>ロ</sup>ト<sup>と</sup>を<sup>シ</sup>げ<sup>ー</sup>く<sup>シ</sup>砲<sup>丸</sup>を<sup>シ</sup>受<sup>ケ</sup>と<sup>リ</sup>若<sup>し</sup>陸<sup>地</sup>  
地<sup>ニ</sup>寄<sup>ル</sup>事<sup>能</sup>を<sup>シ</sup>ず<sup>ん</sup>ど<sup>シ</sup>恐<sup>ク</sup>を<sup>シ</sup>沈<sup>没</sup>と<sup>シ</sup>至<sup>ラ</sup>ん<sup>ル</sup>其<sup>ノ</sup>船<sup>内</sup>の<sup>ノ</sup>兵<sup>卒</sup>  
を<sup>シ</sup>多<sup>ク</sup>分<sup>ク</sup>官<sup>軍</sup>の<sup>ノ</sup>有<sup>リ</sup>と<sup>シ</sup>か<sup>る</sup>べ<sup>ー</sup>

○同七日出板新聞紙の譯

去<sup>ル</sup>三<sup>日</sup>蒸<sup>氣</sup>船<sup>ヲ</sup>オ<sup>タ</sup>ゴ<sup>江</sup>戸<sup>ヨリ</sup>仙<sup>臺</sup>を<sup>シ</sup>指<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>出<sup>帆</sup>す<sup>ル</sup>此<sup>ノ</sup>船<sup>ニ</sup>  
よ<sup>リ</sup>と<sup>シ</sup>官<sup>軍</sup>五<sup>百</sup>人<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>乗<sup>セ</sup>と<sup>リ</sup>折<sup>節</sup>北<sup>風</sup>強<sup>ク</sup>し<sup>テ</sup>海<sup>上</sup>頗<sup>ル</sup>難<sup>シ</sup>  
儀<sup>あり</sup>し<sup>ガ</sup>風<sup>浪</sup>を<sup>シ</sup>凌<sup>ギ</sup>得<sup>テ</sup>翌<sup>日</sup>の<sup>ノ</sup>第<sup>一</sup>時<sup>ニ</sup>は<sup>シ</sup>仙<sup>臺</sup>港<sup>へ</sup>到<sup>ル</sup>  
着<sup>セ</sup>り<sup>航</sup>行<sup>の</sup>時<sup>間</sup>大<sup>凡</sup>三<sup>十</sup>一<sup>時</sup>即<sup>チ</sup>日<sup>本</sup>の<sup>ノ</sup>十<sup>五</sup>時<sup>半</sup>あ<sup>り</sup>  
扱<sup>官</sup>軍<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>悉<sup>ク</sup>上<sup>陸</sup>せ<sup>し</sup>め<sup>直</sup>招<sup>此</sup>方<sup>へ</sup>歸<sup>リ</sup>し<sup>は</sup>此<sup>度</sup>を<sup>シ</sup>又<sup>南</sup>  
風<sup>ニ</sup>て<sup>シ</sup>船<sup>の</sup>運<sup>用</sup>大<sup>ニ</sup>骨<sup>折</sup>れ<sup>と</sup>り<sup>終</sup>に<sup>シ</sup>昨<sup>日</sup>第<sup>四</sup>時<sup>横</sup>濱<sup>ニ</sup>

歸著す仙臺を平穩の由

此船歸著の時をうき間違ひ出来たり東洋及太平洋商社の船いづも浦賀より内海へ乗込むや否や横濱碇泊同社の船に於て知らせの大砲一發を放ち且帆柱の先より小旗を揚げて高社に報知する事常例あり此日オタゴ船の入津せしを見誤りて高社の船と思ひ砲を放ちしに依て社中の商人皆集會せしに全く相違せしにぞ一笑して散去せり

中外新聞第九號

明治二年己巳四月十六日

東京出版

舊幕府にて雇ひし相成とる佛蘭西國陸軍教師の内一人願の適當分暇を遺す旨佛國政府より命令ありし由

右を陸軍教師の内ブリ子といふ者去辰秋脱走軍船に乘込み北地へ往きし由なれども多分同人の事あるべし

横濱新聞紙に箱館追討の事を評して曰く官軍の勝敗をストーションヨールの存亡に關係す此船恙無きに於ては必勝を期すべしと

○薩藩出届書并に降人姓名書

薩藩監軍猪鹿倉源四郎よりの急報に依て同藩より差出し  
るは届書左の如し

弊藩兵隊の内戊辰九へ乗込の人數去月廿五日の戦争に船  
艦相損し無撓二十五六人直松上陸同日舊南部領通行青森  
へ立越え途中にて脱賊百人許破艦より上陸仕いに逢ひ  
し付追討いとし七十一人内異人一人降伏し付盛岡藩へ引  
渡し置け段急報相達しに間別紙名前書相添此段に届し上  
以上

四月八日

古川節藏

小笠原賢藏

西村直藏

大津龜之助

松村金七郎

辻勇五郎

横田佐之助

吉田金次郎

加藤幸藏

脇屋直三郎

喜多川常藏

小村泉九郎

垣屋慎藏

長谷川勘次郎

伊藤東太郎

名村一郎

谷池津及

井上改治

石井八弥

大久保藤十郎

新嶋与平次

四宮武三郎

渡边千之助

松井平助

関本滝次郎

野間勘助

平井鋼之助

原 録郎

伊藤兵助

牧野鱗之助

四宮鐘之助

岡本英弥

細川治左卫門

武 大之進

帰山大之進

太尾左金吾

廣島久吉

栖堀繁次郎

加藤長太郎

伊崎真太郎

井上源之丞

高橋金次郎

外水夫火焚二十七人

外国人 一人

○は布告書の寫

從來外國へ銅輸出の依政府入札の外を堅くは禁止の処  
今般他品同松五歩税にて輸出可致松は差許し相成はし付  
てを向後ら國內商人共銅賣買の依勝手とるべき旨を  
仰出は事

四月

○外国人横濱にて女子を打擲の一件

横濱本村近在の住民清次郎同妻こう二人の訴よりて裁  
判所にて吟味あり呼出されたる相手は外國人ゴートルダ  
イロンスミットデ子ヒー并ゴートルの小使日本人にて幾  
といふ者等あり清次郎曰去三月廿八日夕七時頃私妹相州  
より参り居る者横濱市中を通行いさゝか處故も無く外國  
人より竹鞭を以て打擲いさされ疵を受けしは清次郎妻こう  
曰私夫の妹歸りあまり遅く相成いさ付迎ひし出い處疵を  
受けて歸り來りい途中にて行逢ひ直松召連れ歸りしは  
其時を此ゴートルと中人を見掛けいのみは是れ但し妹  
のすいよを一人を色黒き男にて黒き衣服今一人を赤き衣

服にて赤き顔の男は是れ由ゴートル曰私を一向其後存  
知不しは但し右の人物をもはやダイロンよを無之哉と推  
察いさゝか依てダイロン其外へ尋有之處いづれも當日よ  
を其近邊を通行いさゝか事無之との答ふり小使い幾曰私  
は去月廿七日用向有之本村へ参りし處途中にて私を捉へ  
鞭にて打擲仕掛は者有之早速其場を逃れしは右の者を此  
デ子ヒーと中人よは是れ云く

右吟味の始末其後如何ありしや追日確報を得て譯出す  
べし

四月八日出板横濱新聞紙の抄譯

今日ニウヨルクと號する船にて九鬼長門守相良遠江守及日本人四百人來着す

今年を唐國茶價頗る下直よて品も澤山有之由

唐國よて貴族の一人遠遊を思ひ付きとる者あり近日北京より魯西亞の都へ發足すべし

亞墨利加の新報より大統領グラント古巴島獨立の事を承知せし由を載せしりキニバ

又同國三月一日の雷信報告よりモトリリーをサンゼームス府

のミニストルに任しテレガラスキルチスを魯西亞帝都在留公使に

任しオーストリアソンをオーストリア壤地利國在留の公使に任せし由

○兵庫新聞の抄譯

京都よて英國公使パークス參 朝の節途中よ於て狼籍者  
と逢ひし時其者直松召捕られ死刑に處せられしより以來  
大日本よ來りて居住する外國の士民少く安堵を得しり  
よ近頃を又屢外國人危難と逢ふ事あり横濱よりの報告も  
あれとも彼地の新聞は譲りて之を略し此頃當地よてあり  
し事を記す

三月廿八日の夜よ入て神戸カウベの外國人居留地ふる玉つき遊  
をかす客館の戸を叩く者あり戸を開きて入るれど半死半  
生の体あり先づ帽を脱し衣服をぬぐせて見れど只今切ら

れこの疵あり折節居合せたる英國醫師ジンス早速疵を改め療治は掛り且速に副コンシルエンスリーへ知らせたり  
 コンシルを既に卧林に在りしが此報告を聞て駈け來り當人の申口を書留めたり

右を元來アイルランド出生にて英國の横濱警衛隊の士官を勤め其後大坂にて一諸侯の兵隊に操練を教授せしへん  
 リー、フエーランといふ者ありフエーラン曰吾今日福原へ往きし歸路にて小使ひ吾が意は叶わぬ事有りて之を手にて打ちたり其時往來の者集りて何事ぞと言ひ合へり扱吾往來の人を向て神戸居留地の路を問ひし一人の男路を

教へ且吾は伴ひ來る事大凡三四町あり其顔を痘痕ありて容貌賤く長崎の人々と見えたり吾も日本語にて物を問ひしは彼も英語にて答をかせりうくて此客館に來る路の曲り角にて別れんとせしうむ歸り成しやと相尋ねしは彼も英語にてノーと答へたり扱四五歩も歩行せりとと思ひしは此の如く突られたり其時驚きて後方を見しは人兩人居たり然るは鮮血吾が口中へ溢れ出るは依りて始めて疵の深きを知り殆氣を取失ひしが辛うして此處まで來りたり但し彼の手は武器を持さざりしが覺えたり云々  
 ジンス其疵を檢するは右の肩の下に在りて長さ二寸許中

え僅三四分おれども肺を傷りこりと見えて既よ喉衝を起  
し餘程大切の疵あり上著よ附きこる切口を見るよ全く日  
本の短刀よて突きこる者と見えこり此客館の主人ホウル  
ヲ深く此怪我人を憐み丁寧よ介抱をおす扱刃傷よ及び  
本人を未ど行方を知らず

○  
四月十二日和泉橋醫學所よて人屍の解體あり解體よ外國  
醫師の立合ひ差圖せしことと此度を以て初めとすされど  
此術も今より益精密よ至るべきあり

中外新聞第十號

明治二年己巳四月廿日

東京出版

郡縣議

中古 王綱紐を解きしより將門大權を專し一刺へ 王民  
を驅て奴隸とし或る已が親戚を封建する事漢土革命の天  
子已が親信を封して其位を維持長久よするが如し是れ固  
より有つ可らざるの職よ居れどあり彼邦よても柳宗元蘇  
軾等猶之を非とす況や我 皇朝よ於てをや特よ名分名義  
其當を得ざるのみあらず今又其害一二を擧げて言はん凡

天下の人民文武の藝業を脩め或は才能仁徳を備へ事を天下に成すを以て尊とす然るは世官世禄の人安逸遊手所謂尸位素餐よりて位不期驕禄不期後諸士微臣を視る事奴僕牛馬の如く指使目役以て常事とす或は草莽の士適才能仁徳ありて有為の才を抱くとも資格門閥は壓せられ其志を行ふ事を得ず是れ獨り其人の不幸非ず又天下の不幸あり將同く天性を具へ同く王民よりて一生快鬱する事豈慨憤は堪べけんや然して世禄の勢重大ありと雖も削る可うらず薄少ありと雖も増すは地無し故は厚禄を食む者も益驕て時日を曠く微禄を受る者を衣食は奔走して才能を磨く暇あらざ加之各藩軍役の兵賦を出すは譬へば一萬石十藩を十萬石一藩の兵賦を出す可きと當然の事あれ共尚小藩と雖も其格式を具へて公私内外の入費ある故は兵賦の數も大藩同様に至り難し然らば萬石十藩を十萬石一藩の便あるは如うらず十萬石十藩を百萬石一藩の便あるは如うらず百萬石十藩を全國を混一郡縣にするの便あるは如うらず譬へば方一間の家十軒より人三十人を入るれど方十間の家一軒より六十人を入れ得るが如し是れ障壁區別なき故あり然れとも天下の諸侯大夫士數百年來世官世禄は安著せしを一時は大變革し世禄を減せど俄は活計は困むべ

高士虎

故に今郡縣封建の間を折中し専ら郡縣の意を原づき私  
 民を除き盡く王土王民を歸せしめ大に政教を敷り  
 則ち億兆一致天下大に治るべし尤諸侯以下士籍を列す  
 る者も夫々俸禄を與へ衣食の患無うらしめん然らずして  
 變革の機會を失ひ富國強兵の良謀を誤らば遂に萬國と共に  
 并立する事能をざるのみならず自然國力疲弊し人心衰  
 弱して濟えんと欲して濟ひ難く之を鞭つとも進まざるに  
 至らば勝を噬むとも復及ぶべけんや今般天下の諸侯版藉  
 を奉還し與奪天裁を仰ぐれしを實に報國盡忠の至誠よ  
 り發出したる事にて伏て願くを宜く速に時世適當公明威

大の 聖斷あらん事を因て臣等も亦愚衷を左に獻す

- 一各州一府を置き其州の郡縣を管轄すべし
- 一州郡縣の廣狹を以て大中小の三等に分ち各其等級に従ひ官員を置く事差あるべし
- 一各州政府職制を今般諸藩上表の職制を折中して以て確定すべし
- 一京都其外に在る諸侯の邸を各州の邸とし其州より出府の人を悉く之に寓宿すべし因て公用人を廢し更には知邸事判邸事を置き内外の事務を掌らしむ可し
- 一親王公卿并諸侯を四等に分ち親王を皇族とし公卿諸侯

を混淆して上中下大夫と一又朝臣陪臣を混淆して三等  
に分ち上中下士とすべし

一親王より諸侯に至るまでを其等級に従ひ俸祿を定め廩  
米を以て下し賜ひ其以下朝臣陪臣に至ると一家の口を  
計り夫々米錢を與へん而して官職に就き職俸を受る時  
を自己の口米を返上すべし

一親王公卿諸侯朝臣を輦下より居住せしむべし  
一徴士雇士の號と農工商より登用の節のみ稱すべし  
一親王以下從僕雇入の節を何某附と稱すべし

右の條件を固より 公等の益蓄する所と雖も臣等忘

身憂國の誠は勝へず區々の肝膽を吐露し奉る伏て冀  
くと 公其狂愚を恕して擇採し至る幸甚誠恐誠惶

頓首謹言

昌平學校寄宿生

己巳四月

五島 松尾龍藏葵憲

薩州 島津帶刀久馨

知學事山内公 閣下

判學事秋月公 閣下

○英漢新聞紙の譯原本ロンドン刊行三百十一號

佛蘭西帝父子今年第八月コルシカ島に旅行の催あり是  
を初代ナポレオン誕生の年より第百年にあたるが故に其

日よ祭祀を行ひ大盛宴を設けんガ爲ありとぞ

案よ初代ナポレオン帝を明和六年即ち西曆一千七百六

十九年第八月十五日コルシカ島よ生る

佛帝去る二月の初流行の熱病を煩をれ一程なく平愈せ

り

以大利を國內穩おらず政府を廢して合衆政治とおさんと

の目論見をなす者ありて其黨漸く蔓延を

有名の豪傑ガリバルヂを此節老病危篤あり

亞墨利加のキバ島一揆起りて西班牙より置きこる戍兵と

戦ふ合衆國より蒸氣船五艘を出して一揆方を助く

去年一ケ年間英國の歳入金高七千二百八十五萬五千ポウ

ンドあり同年諸拂高凡そ六千八百廿二萬三千ポウンドを

引けど四百六十三萬二千ポウンドの餘金あり右の外よ去

年アピシニー國戦争の入用大凡九百萬ポウンド印度地方

の諸雜費六百八十三萬ポウンドあり是等を皆濟すれむ一

千萬ポウンド餘の不足ありと云ふ ○一ポウンドを凡四辨八分

北日耳曼戦争後平穩無事あるより李漏生王を専ら國民

を勤めて物産を盛よ一交易を手廣よする松の世話をおす

李漏生國を北緯四十九度以北の地よして氣候頗る寒く

して蠶を養ふよ適せず然れども櫛櫛の類叢生し且烏鴉

の少き國をれむ所謂山まゆを養ふに最適當なるべしと  
同國公使館に在留するケンパルマン氏の嘯あり

○兵庫新聞の譯 第九號の續き

此地よて外國人相議して會社を結ひ商賣を盛んにせん  
事を謀る其爲に既に數度の集會あり

居留地は小き肆みやせを開き休息所又ち煮賣屋酒屋などを始の  
とき由よて願人多く有り一々五代才助君曰左松の店を多  
く立さするを所のよぎをひと戒るよりも却て亂妨喧嘩の  
種とある方多うるべしと依て未だ許容せられず

居留地の南よあとりて園庭の跡ある地面よち酒などを賣

る小店澤山ありて多く支那人の遊憩する處あり此頃一人  
の客いりよも見苦き衣裳を着しとれとも刀を立派よて甚  
長きを横とへ此店よ入来り酒肴を喫し何故うを知らず門  
を出るよ臨て其刀を引抜きさり居合せさる者共立よりて  
彼是あしらふと雖も其猛威よ恐れて如何ともする事能を  
ず其間よ番兵一人來りて之を召捕り連れ往きさり是を市  
中よて忌よ刀を抜きさるを咎めてあり其本人を浪人ある  
由

金札の相場一時大よ高下あり其下落の甚しき時を札百八  
十五兩よて正金百兩よあさり一が一兩日以來漸く相場上

り札百五十兩を以て正金百兩に換ふるに至る  
英斤八斤二分五厘の金巾代二兩二分二朱より二兩二分三  
朱、紅金巾日本斤よて二斤半の品代二兩一分二朱

掌中萬國一覽

小本一冊

出來

西洋時計便覽

折本一帖

出來

朋百氏藥論

司馬陵海譯初映二冊出來

中外新聞第十一號

明治二年己巳四月廿六日

東京出版

去月以來度々外國人へ對し粗暴の所行いといひ者有之に  
付尚又市中一同へ心得違ひ無之松の布告あり且外國人  
上陸場并に遊歩の路筋へ忍び警衛の兵を置らせらる  
外國交際の事よ付てを議論紛々とするが故に此度公議所よ  
於て各藩の意見を出下問あり評論十七日を始めとす是を  
日誌よ出づるを以てことよ贅せず  
其後箱館の動靜一の確報を得ず者官も一信報の採るべき

者あらざ寄贈一玉ふべし

○駿州沼津警局の告示

此度當地警局は取建相成候に  
天朝より  
仰出候趣も  
有之は家中よりは領分の市在に至るまで普く病患を免れ  
させ度との厚きは仁恵に付病氣にて療治願出度ものを左  
のケ條相心得沼津西ノ條警局へ可申出事

第一は家中の者を以て役名宿所姓名相認候手札差出可申事  
第二市中又或在方の者を本人手札の外引受人手札相添差  
出可申事

第三診察を毎代にて致し候事

但朝五ツ時より九ツ時までと限り候事

第四藥劑を警局より張出し候通元價同松の代料上納し付申  
受け候都度々々相納可申事

但貧窮の者を其頭支配より願書差出候に候は施藥  
を成下候事

第五大病其外事實警局へ出兼候者を其譯申立次第見舞  
可申事

第六病院出來までの間候場所手狭に付寄宿病人を預り兼  
候事  
以上

附種痘を同局にて施し間右の振合を以願出可申事

明治二年己巳年三月

沼津西ノ條 醫局

○第九號横濱本村清次郎妹一件の續

前の新聞に或る外國人本村邊にて外國人日本の女を打擲せし始末を訴へ出たる者あり且ゴーブル氏も之を證せしより遂に吟味し成たる由を記せり依て其落著の評決を左に略記す

此吟味落著の書面は英國のムニシパル、ダレクトルあるベ  
ンソン氏の手記あり

按よゴーブル等も皆本村山の手在留の英兵あるべし

日本の婦人打擲を受けしといふ説あれども本人既し相模國へ歸りしよりて確證を得難し尤清次郎妻の申立よと外國人の衣服容貌云々とあれども此地に在る兵隊常用の衣服を皆紺青色なる故に兵隊中の者も非るを知るべし又取締役ダイロンを此の如き不法の事をなす者を咎めず其儘に捨置きしやとの詰問ありしは同人を其時當り一人もク松の人物を見留めずと云ふ又此事を醉興より起れりと云ふ説あれども其晩にダイロンの嘗て酒に酔をざりし事をスラトデニヒーの兩人之を證せり依て最後の吟味をゴーブルの料理人なる女も及べり此女の申し立よをデニヒ

一あるもの棒を以て日本の女を打擲せんとせしが其女早く逃去りし由を云へども到底證迹分明ならざるを以て全く風聞の錯誤あるを決せりされど是が爲に兵隊中の者を罰する事あるべからず

ベンソン手記

○

四月十九日加茂社葵祭執行とせらるゝに付て御遙拜の儀式あり

同日左の通り 仰付の由

學校官副知事

秋月右京亮

制度寮撰修兼勤

福羽五位

制度寮撰修但是迄の職務は免 森 五位

同准撰修刑律取調専務 但同 水本保太郎

同断 但同 津田真一郎

同准撰修 但同 神田孝平

同断 但同 加藤弘藏

同録事 但同 金井文八郎

右聞は隨て記す遺漏を追て補正すべし

駿藩前島米助、雲藩飯塚修平の建白書を得たり長文あるを以て左に其要領のみを抄録す

第一漢學を廢する事 子弟六七歳より十四五歳の間漢字

を學ひ漢籍を素讀すと雖も其業を止め各其職に就くに至  
ても忽ち所學を忘却し往來消息の文をも裁し得ざる者居  
多あり此の如く學ひ難く益少き課業を以て幼稚最も教ふ  
可きの日を空くする事惜む可きの極あり云々

第二國文を定むる事 假名を元漢字の略体ふれども習用  
既久く且便宜あるが故に是を一定の國字とし古今雅俗  
及漢洋の語を通ずる學者を集め討論講究して文法を定む  
べし云々

悉く假名を用るときは句讀誤る事あらんと云ふものあ  
れども物語類歌書并今の草雙紙の如き既に悉く國字  
を用ひて差支無しの漢語洋語の既に世に熟知する者之  
を廢するを非ず只皆國字を以て書すべきのみ云々

第三所在學校を設る事 先づ大に學校を興し府藩縣の生  
徒を教へ成業の後各府藩縣に遣し國文國語を精細に授け  
國文を以て記ししる書冊を其分は應じて教授し是より民  
間一般大凡百戸以上は一小學校を設け男女共七歳以上皆  
此國字を以て國學を教ふれど天下到處教へ無きを無く學  
校あらざると無き的美を盡すべし云々

第四學問の順序を立る事 従前の學問順序無之五六歳の  
童子も老儒の猶能く解せざる書を讀み民庶の賤も亦帝王

宰臣の難しとする道を講ず故に或を放言粗豪に流れ或を  
浮華詩文に耽り其甚きに至てを政を議し君を誹り法を犯  
し俗を亂るに至る故に公卿大夫より下庶人に至るまで六  
七歳して學に入り先づ國字假名遣ひを學び夫より孝悌  
忠信の道を書入るして極て解し易き冊子を讀まりめ國史  
の大略人物傳等或を國産の動植鑛類より地理風俗の記次  
に外國の地理風俗人情物産漢土西洋の人物傳等皆書入る  
て容易に解すべきものを授け素讀の舊習を改め總て反復  
丁寧其意を會するを度として教授し其間算術を兼學せし  
むれど尋常十二三歳にして今日世上弱冠以上の智識に達  
すべし此時に及て庶人を各其産業に就らしめ士大夫の子  
弟を歴史地理萬有窮理其他諸學科の書を授け文武諸學各  
其志す所を專學せしむべし但經學を修るを謹て先其人を  
觀其行を察し言行人の師とある可き者を撰て之を修學せ  
しめ成業の上を教師とあり休日毎に講堂に臨て講釋し士  
民を集めて聽聞せしめ以て道德を修めしむべし云々  
地理歴史等を教ふるに都て先我國の事を初らし外國の事  
を後しすべし從來邦人最初より外國の書を讀む故に唯  
彼を知りて己を知らず支那西洋の沿革を諳して却て我  
國體の如何を不知古人を論ずるにも楠正成を孔明に似

とり加藤清正と雲長と彷彿とりおど云ふが如き主客の  
辨を失し竟し人をして我國を卑み彼を尊むしむるに至  
る最可歎之至云く

第五國文を以て有用の書を譯する事 漢籍よても洋書よ  
ても諸學科有用の書を悉く國字を以て之を翻譯し廣く天  
下と分與すべし只漢字洋字を學ぶ者を各國交際の用と供  
する通辨人と各國の書の翻譯者とのみよ止りて事足る可  
し云く

魯西亞<sup>ロシア</sup>の英主ペートル諸國を周游し歸國の初先外國の  
書を國語と譯せり英雄の事跡鑑る可し云く

中外新聞第十二號

明治二年己巳五月二日

東京出版

箱館の新報告

去四月上旬津輕青森より出帆官軍追々箱館へ渡海の趣と  
報告ありしが戦争の始末を諸説紛々として確をらず故に  
暫く置て記さず然るよ二三日前一割の書を得たり是れ四  
月十九日附青森出帆の蒸氣船便に託せし者なり其文は曰  
本月六日晚走賊追討の爲海陸兩軍江差并よ乙部より進撃  
戦争よ及ひい處賊徒支ふる事能とぞ敗走いよし陸軍上陸

追々進攻し松前口らづら越山道兩所戦争有之いづれも官軍勝利尤松前口頗る苦戦よて死傷も多く有之は云々

一説は最初官軍の斥候隊松前口よて脱走兵よ出合ひ大敗し其後二の手を操出し勝利を得たりと云ふ

右蒸氣船乗組人の話よも海上よてストーンブール其外の軍艦よ遇ひたり廿一日頃箱館攻撃あるべき筈と云

當時追討の海陸兩軍共よ悉く青森を出帆し只肥後と津輕の兵と残り在る由

又云松前城下も既よ攻撃ありて官軍勝利の聞えありと

○

薩州侯并よ大久保市藏五代才助伊藤俊助吉井幸輔等東京へ來着のよ

此頃中度々市中よ種々の風説あり横濱よ何う六うしき事起りし故兵隊は操出しよ相成由又よ脱走軍船一艘入津せし趣ふと流言有りと雖も皆信ずるよ足らず

去ル四日富士山船よ相向ひて大砲を放つ船あり富士山船中の官兵大よ驚き速よ蒸氣機を催し彼の船を目懸けて飄出せしよ全く他の故よ非ず佛蘭西船よて祝帝を放ちしふりと是と慥よ船手の人より聞きとる話なり風聞よし北類の事を大きく言ひ立る事あれむ安りよ騒ぎ立つべからず

## ○珍しき裁判の話 外國新聞抄出

近頃の事あるより亞弗利加洲の東岸ある英吉利領地は年  
久しく來り住みよる英國の高人ありけり數年前までも甚  
大の利潤を得て何不足無く暮しけるが近來尙賣の捐耗打  
ち續きてもうくき利益もあらず依て帳面を取調べ占ま  
貸金おとをも収集めしは英吉利の本國ある高仲間の内は  
を餘程の貸金も有りけれを自身往きて催促せんとしける  
は手代某すは主人公の家は留りて尚又其他の田向を弁  
ト玉ふべし本國の貸金と不肖あつらも某參りて一文も  
残さず取集め三ヶ月の間はと歸國仕るべし必し心安く思

し召せと事お無げよ請合ひけれと流石は舌とも言ひ兼て  
其意よ任せ門出させけり然るは其後半年過ても何の音信  
も無りけりけれを主人も今を堪へ兼て本國の飛脚船は飛び  
乗り往きて様子を尋ねしといづれもひとしく答ふるは五  
ヶ月以前其元の手代來りて古借ををさりし故利銀を添へ  
て密濟せりと其詞偽ならず其上手代の自筆よて請取書さ  
へ有りけれを扱を疑ふ所も無く惡きを彼奴の仕業ありと  
て行方を穿鑿おしけれども更は知る可きよすがも無けれ  
を餘儀無く本國に歸りしは悲歎の餘りよ心や亂れけん已  
が家へ歸らずして或る夜其地を支配する奉行屋敷の門

内よて六竅のピストルを以て自殺しけりピストルの  
 下部をうけて頭腦へ打抜き骨砕け形壞れて誰とも見分  
 け難りりーが手よ一通の書付を握り持とり之を披けし其  
 姓名并に任處商業を委く記し次よ惡手代某よ四萬餘金を  
 奪ひ取られ妻子親族よ對しても面目無く此身の不幸を歎  
 くの餘り終よ捨身よ及べるありあをれ賢明の官吏彼の手  
 代を召捕り鞫問して重科よ行ひ吾が黄泉の靈を慰め玉へ  
 と書きとり奉行もやがて其屍骸を檢視し叔妻子を呼出し  
 惡手代の事を爲すべき松こそあれ程無く此地よ呼寄せて  
 仇を報い遣すべし此屍骸を懇よ葬るべし慾傷も限無くら  
 ん去ふら思ふ子細あれも此事人よ洩すべからず主人を  
 急病よて死しとりと言ひ觸らすべし當役所の下役も其意  
 を得て妄よ浮説をおすべからずとて妻子よも葬式の入用  
 を與へ彼の手代の事よ至りても人相書をも出さず穿議の  
 松子も無らりけれも人皆知何と思ひけりうくて數月を過  
 る間よ此商人の死去せし事を聞き今をうらろ安しとや思  
 ひけん彼惡手代も亞弗利加よ立歸りすごとくとして主人  
 の家よ往き誠しやうと言ひけるも先頃英吉利國よ立越り  
 諸方の貸金を取集めしと思ふ程よも集らさりーが主人の  
 侍も遠く思し召されん事を計り一先歸帆せし處海上よて

難風又逢ひ亞墨利加洲又屬するより見も知らぬ無人の島  
よ漂着せしは其處又海賊ありて金銀品物悉く奪ひ取りお  
まつきへ奴隸となして責め使をるゝ其悲しき語るは詞も  
盡し難し辛うして人の助けより逃れて此地よを尋り来  
つれど取集めし金を失ひつ身も垢染たる單衣のみ然るし  
主人公も近き頃病死なされしとの傳も貴ら、計ありと  
空涙を流して語りけるは奉行を早くも手代の来りし事を  
聞知りけん捕手二三人入り來りて有無を言せしぞ連行と  
けりろくて手代も様々の詰問有りけれども答ふる所初の  
如くよと辨舌水の流るゝが如く奉行も殆もてあまし彼の

屍骸の手は持との書首の一通を取出し此の如き證據有り  
ても猶あらしをふやと問ひければ手代も少しも憶する色無  
く主人自殺の事を嘗て存ぜず萬一左松の事ありとも夫を  
狂氣の上の事なれと何の證據より成ひべきと空うをふき  
てぞ答へける奉行重ねて問けるをさらば汝が主人の魂魄  
此處に現れ來り汝を鞫問する事ありとも其詞を違ふまじ  
きや手代答ていづよも違ひいませしとへ地獄の閻摩上某  
が主人を召連れ只今出現せらるゝとも聊恐れいせずと言  
葉を放ちてしければ然らば主人の靈魂を呼出し汝を糾明  
さすべしぞ人と彼を引立よと詞の下より下役共彼手代を

引連れて薄暗き一間の内よど入れ置きける稍暫ありて一陣の風聲颯と聞えて荒らうよ障子を蹴放ち主人の幽霊顯それ出でて水よ染みさる夜を著しさも恐ろしき顔色よて手代を白眼て立とりけり手代も魂体よ添をぞ只ぶるぶると振ひ出し是までの悪事の數く一つも残さず白狀し此上を命むうりを助け玉へと叫びけり奉行を頓てこよ立出て白狀の趣を書取り罪科を申渡し扱手代の隠し置きよる金銀を取戻し彼の商人の妻子よ與へけれを共よ感涙を流しけり扱死せしと思ひし主人も蘊生し入れ元の如く家よ歸りて高賣を營むべしとて奥の一間より呼出せし今見し物憂し引替へて昔よ替らぬ姿をれど人皆奇異の思をかしけり扱此始末を尋ぬるよ悉く奉行の意匠より出たる事よて初め主人の英國より歸りし時委しく其事情を問ひしよ彼手代も中々尋常の手段よて糺問の成り難きを知り主人を奉行の家よ隠し置き折節年の頃似寄りたる死罪の者ありけれど法の如く縊り殺して之よ商人の衣服を著せ小銃よて頭を打損ト置しれど妻子も敢て疑むず尚手代を釣寄せんが爲よ表面病死と披露し終よ悪手代白狀よ至りしとぞ

○四月廿五日出版新聞紙の譯北地報告

昨北四日大坂と號する船入津一左の新報を得たり  
官軍蝦夷より陸一松前を取る○榎本を既よ逃れ去り一欵  
然らされど船を捨て、潛匿せしと見えたり○官軍の兵力  
強盛よして戦ふ毎に勝を奏す○大坂船出帆の時の話よを  
今北四日箱館を攻撃すべき用意ありと○右の如くふれを  
不日よ鎮定の報告あるべし

○過三厄利那島拿波崙帝墓 作者不詳

長林烟雨鎖孤栖  
末路英雄意轉迷  
今日弔來人  
不見霸王樹畔  
鳥空啼

或曰此詩を榎本釜次郎和蘭に遊學せし途上の作ふりと

明治二年  
官許刊行

柳河氏藏板

發兌

東京本町四丁目

上州屋惣七

